

介護老人保健施設 ゆたかの 通所リハビリテーション利用契約書

(目的)

第1条 介護老人保健施設ゆたかの（以下「当施設」という）は、経過的要介護状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者、利用者を代理する者（以下「扶養者」という）は、当施設に対して、そのサービスに対する料金を支払うことについて取決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が「介護老人保健施設ゆたかの通所リハビリテーション利用同意書」を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2. 利用者は前項に定める事項の他、本契約、別紙3「通所リハビリテーションのご案内」の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出を持って、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対して利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションの利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を越えると判断された場合。
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙3「通所リハビリテーションのご案内」の利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更する事があります。

2. 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日迄に発行します。利用者及び扶養者は連帯して、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
3. 当施設は、利用者又は扶養者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた時は領収書を発行します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じるものとします。
3. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」及び「診療情報提供規程」を適用します。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当施設と職員は、業務上知り得た利用者、扶養者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
なおこの場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱とします。

(禁止事項)

第9条 当施設では、利用者の方に安心してご利用頂くために利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止しています。

(個人情報の保護)

第10条 事業者並びに職員は、第8条（秘密の保持）の規程を順守し、さらに利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報保護に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとします。

2. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護（管理）規程」を適用します。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2. 前項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第12条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスに対しての要望又は苦情について、苦情受付担当者（支援相談員）に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、法人の相談窓口や行政等の苦情受付機関へも申し出ることができます。

2. 運用にあたっては、別途定める「苦情対応規程」を適用します。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

2000年 4月1日施行

2005年10月1日改定

2006年 4月1日改定

2014年 4月2日改定

2018年 4月1日改定

2021年 4月1日改定